

函館短期大学 障害学生の受入れ及び支援に関する基本方針

(趣旨)

第1条 この基本方針（以下「方針」という。）は、「障害を理由とする差別の推進に関する法律の一部を改正する法律」（令和3年法律第56号）及び「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」（平成27年文部科学省告示第180号）に即して、函館短期大学（以下「本学」という。）が障害学生を受け入れ、修学等の支援を行う場合の基本となる事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この方針において、障害学生とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害および社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生という。

(受入れに係る方針)

第3条 本学は、障害学生が修学における不利益を受けないよう配慮する。

(支援に係る方針)

第4条 本学は、障害学生支援の条件整備に努める。

2 本学は、障害学生が、入学前又は入学後のいずれかの時期においても、支援を申し出ることを認める。

3 本学は、支援を円滑かつ適切に行うために、学生相談組織（「学生相談組織」フローチャート参照）における障害学生相談ワーキンググループを中心に、関係部局間の調整を行う。

(方針の改廃)

第5条 この方針の改廃は、教授会の議を経て、学長が決定する。

附則

この方針は、令和4年8月1日から施行する。